

## 第1章 総説

### 【省令】（自然状況等の設定に関し必要な事項）

第六条 技術基準対象施設の設計、施工又は維持における、自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件の設定に関し必要な事項は、告示で定める。

### 【告示】（自然状況等の設定）

第五条 当該施設が置かれる諸条件の設定に関し省令第六条の告示で定める事項は、次条から第二十条までに定めるとおりとする。

## 1 一般

(1) 本編（作用及び材料強度条件編）は、技術基準対象施設の設計、施工または維持にあたって考慮すべき主たる作用や材料等を対象として、作用の発生原理、施設編で記載される性能照査手法等に適用される作用（荷重）や抵抗のモデル化、性能照査における特性値としての設計条件の設定の考え方などの内容を解説するものである。

## 2 基本事項

(1) 技術基準対象施設の設計、施工または維持にあたっては、当該施設に求められる性能及び施設のおかれた状況に応じて、設計、施工または維持にあたって必要となる自然状況、利用状況その他の当該施設が置かれる諸条件（以下「自然状況等の諸条件」という。）を適切に設定する必要がある。

自然状況等の諸条件とは、風、潮位、波浪、津波、海水等の流動、河口水理、漂砂、地盤条件、土圧、水圧、地盤の沈下、地震動、地盤の液状化、対象船舶の諸元、環境作用、自重、載荷重及び材料強度等である。

(2) 自然状況等の諸条件の設定は、施設の性能、経済性などに重要な影響を与えるため、慎重に行うべきである。また、技術基準対象施設の供用期間中における気候変動による作用の時間変化が想定される場合、当該施設の設計段階においてその変化を適切に考慮する必要があるほか、維持管理段階においても作用を継続的に確認する必要がある。

(3) 自然状況等の諸条件の設定にあたっては、一般に、対象条件の設定に必要とされる所要の品質が確保された十分な調査及び試験等を事前に行い（過去の類似案件や各種データベース等の利用も含む）、その結果に基づいて適切に設定する必要がある。なお、効率的な調査及び試験等の計画を立案するために、調査及び試験等の結果の設計及び施工等への反映方法を予め整理しておくことが望ましい。

## 3 その他事項

(1) [参(作)] 第1章観測・調査及び試験に、自然状況等の諸条件を設定する際に実施する調査及び試験等を、適切かつ効率的に実施するための技術情報（品質・データ管理のあり方、調査計画の留意点、調査・試験方法、数値解析方法の活用等）を掲載しているのので、参考とすることができる。

(2) [参(作)] 第2章大規模地震・津波後の調査・試験に、2011年東日本大震災等の大規模災害後に復旧設計を速やかに行うための各種調査・試験に関して、参考となる技術情報を掲載している。